

令和8年第2回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年2月6日(金) 午後2時00分～午後3時50分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 中山政俊	3番 平田菊典
4番 井手創一	5番 大場將夫	7番 白津知範
8番 石川利恵	10番 古賀由紹	11番 宮崎太享
12番 山添 明	13番 袈裟丸一彦	14番 河上和則
15番 宮崎隆広	16番 能隅良子	17番 吉田 哲
18番 堤 正廣	19番 阿部 太	
4. 欠席委員

6番 山口正則	9番 曲淵俊之
---------	---------
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第6号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第7号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第8号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第9号
農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	中島 耕作
振興係長	榎田 敏史
振興係職員	並木 菜月
振興係職員	松本 愛菜
七山市民センター主査	内田 昭一

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会に議席番号6番山口正則委員、9番曲淵俊之委員から会長宛に欠席届が提出されておりますので報告いたします。ただいまの出席委員は17名でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和8年第2回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に14番河上和則委員、議席番号15番宮崎隆広委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について9件、議案第7号農地法第4条の規定による許可申請について4件、議案第8号農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第9号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画（賃借権等）について1件、計4議案22件でございます。以上ご審議賜りますようお願いいたします。 なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。 また農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許

可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第6号から第9号までの4議案22件でございます。なお傍聴される方は、自分の関係分が済めば随時お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。

それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第6号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で2,436平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付き売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発協議、開発届出、団地等造成、法定外公共物、道路、水路改築申請、水路占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大30センチの盛土を施し、整地し、周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、北および南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は新設の道路側溝および集水柵を介して北側の既存水路へ接続放流させ、汚水も新設道路に埋設する排水管を介して北側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

堤正廣委員 18番堤です。2月の2日、東部調査会は現地を確認に行きました。この原地区は、地域計画がなされておりまして、よく地域の人と話し合いがされて、何ら問題がないように思われました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。古賀でございます。今回、1番の分を事務局

からご説明いただき、東部調査会のほうでの調査結果もご説明いただきました。1番から3番まで同じような内容なので、その上で全体的な話としてお伺いしたいのですが、事業実施の確実性ということで事務局から具体的なことまで話をいただいたし、資料もいろんな細かい数字までご記入いただいております。その中でちょっと気になったのが、土地代金という欄がございます。そこに入れている数字、具体的には申し上げませんが、だいたい1番から3番まで10アール当たり直すと同じぐらいの値段になって、なるほどというところもあるのですが、この土地代金というのをこの農地転用の申請書でどういうふうに確認されているのかというのが勉強不足でよく知りませんので、そのことについて事務局から教えていただければ幸いです。以上でございます。

議長 はい。事務局のほうからお願いします。

農地係長 はい。その案件ごとに契約書の案を添付していただいておりますので、それを基に確認をさせていただきます。以上でよろしいでしょうか。

議長 よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決し

ました。

次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で2,719平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付き売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、開発協議、開発届出、埋蔵文化財発掘、盛土規制法届出、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.15メートルの盛土を施し、整地し、東側にはコンクリートブロックを新設、南側にはL型擁壁を新設し、土留めを行い、西側は側溝を新設し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透およ

び越流分は新設の道路側溝を介して西側道路の既存集水枡へ接続放流させ、汚水も敷地内に新設する道路に埋設する排水管を介して西側道路の公共下水道に接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番の白津です。2月の2日の日に東部調査会で調査をいたしました。4ページの字図にありますように、申請地の書いてある所に現在もう既に5軒家が建っており、周りは住宅地になっているところでございます。調査会では異議はないだろうということですので、審議のほうをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員よって本案は可決しました。

次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は635平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、特定建築条件付き売買予定地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金残高証明および融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北および南側にはコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用して土留めを行い、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は

自然地下浸透および越流分は南側に新設する道路側溝を介して西側の既存道路側溝へ接続放流させる計画です。汚水も南側に新設する道路に埋設する排水管を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 ここも2月の2日の日に調査をいたしました。場所は〇〇〇〇〇〇のグラウンドの野球のバックネットのすぐ前で、東側はすべて住宅地ということで、何も問題はないだろうということですので、審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 2 ページ、整理番号 4 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は、75 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 10 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 30 センチの盛土を施し、整地し、北側にはコンクリートブロックを新設、東側は既存分を利用し、南側には縁石を設置して土留めを行い、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の既存宅地の雨水樹を介して南側の既存道路排水暗渠へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は16番となっております。整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 ここも2日の日に東部調査会で調査をいたしました。この場所は、南側はバイパス沿いの所で、ちょうど申請者の方と隣の方の土地の間に少しのスペースだけ残っているということでした。申請者の方は、運送業を営み、車の台数も多いということで駐車場が欲しいということで、これはちょうどよからうということで、調査会では結論を出しております。審議のほうをよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で6,547平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、工場、事務所、休憩所および資材置場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発許可申請、団地等造成、法定外公共物、水路占用改築、道路改築許可済み、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側にはコンクリートブロックを新設、東側にはL型擁壁を新設し、土留めを行い、北および南側は法面保護を施し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地中央に新設する道路側溝を介して東側の既存水路へ接続放流させ、汚水も敷地内に新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道に接続放流させ

る計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、今回の転用申請にあたり、唐津市と雇用協定書を交わされ、農家関係者より10名の雇用を予定されております。既存従業員数は17名です。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は5番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 この場所も2日の日に東部調査会で調査をいたしました。そのときは皆さんよかろうということで了解を得ました。今日午前中、会長さんおよび係長さん達と詳しく業者の方から3反以上ということで説明を受けました。雇用をするということで、市からも許可が出ているということでしたので、ここに報告をいたします。審議のほうをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 3 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 3 ページ、整理番号 6 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は、2, 839 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、事務所および倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請書の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、開発協議、団地等造成、土地改良施設、水路占用改築許可済み、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1.25 メートルの盛土を施し整地し、北の一部および西側は道路側溝を新設、南側には L 型擁壁を新設し、土留めを行い、北および南側は盛土を施し、東

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 7 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 1, 9 6 6 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、系統用蓄電所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 はい。12番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。2月の2日の日に西部調査会で委員さん方と現地を確認しました。場所は、〇〇〇〇〇といいますが、〇〇〇〇〇という所のすぐ近くになるわけでございます。別に問題なからうということでもございましたので、皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集3ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号8番の説明に入ります前に、すみません。今回8番と9番の案件を調査会に伝えているつもりが伝わっ

ていなかったみたいで、すみません。この2か所が見てもらっていないことを今日知りましたので、すみませんけど、補足の説明は事務局でさせていただきます。すみません。よろしくをお願いします。

では説明に戻ります。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は302平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大1.1メートルの盛土を施し、整地し、北東側にはコンクリートブロックを新設、ほかの周囲の土羽には法面保護を施し、土留めを行い、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は敷地内の新設雨水樹を介して東側に新設の道路側溝へ

流し、汚水は敷地内に新設する合併浄化槽を介して同じく東側の新設道路側溝へ接続放流させる計画です。

生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号8番について説明を終わります。

事務局から補足説明をさせていただきます。2月3日の日に事務局長とともに現地調査を行いました。この場所は、鎮西の〇〇号線沿いで、手前で〇〇号線と〇〇〇になって〇〇号線が〇〇のほうに走っています。この〇〇号線沿いで少し下った所で、この申請者の方は親の土地を一部譲り受けて、こちらの実家近くに引っ越されるということを聞いております。現況を見まして、特に問題はないということで帰らせていただきました。

以上報告を終わります。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 4 ページ、整理番号 9 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 4 ページ、整理番号 9 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 1 3 8 平方メートルです。現況は、庭地的な状態になっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 2 5 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 6 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 7 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、水路占用許可、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 5 0 センチの切土を施し、整地し、碎石敷きで固めて東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側の既存水路へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者から異議なし、生産組合長および区長から条件付き同意の意見書が提出されています。条件につきまし

ては、転用履行に際し、被害防止の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号9番について説明を終わります。

すみません。こちらのほうも補足の説明をさせていただきます。この場所は、〇〇〇〇の海岸にある〇〇からちよっと入った所になります。地主の方が転居されたようで、申請地の横の宅地を利用して民泊を計画されているみたいでございます。そこの駐車場がないものですから、駐車場として利用したいということで申請をされております。地元の推進委員さんがいろいろ条件をつけていると聞いておりますが、最終的には推進委員さんが印鑑を押されて今回の申請に至っております。書類の不備が多くて、長く時間がかかりましたが、そういうことで申請を受けておりますので、今回提出させていただきました。ご審議のほどお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。はい。古賀委員。

古賀由紹委員 すみません。古賀です。民泊については、都会のほうでは色々なトラブルが起きているというのをニュース報道で聞いております。私どもの地域内では観光地もありますし、色々な方においでいただけるような場として民泊というのは有効な選択肢ではないかと思っております。ただ、都会で起きているようなことが地域の中で起こると、地域で生活して

いる皆様方に大きな影響を及ぼすこともあり得るのではないかと心配するところでもございます。

そういう観点で確認したいのですが、市として民泊を始められるような施設について、何か許可が必要になったりすることがあるのかどうか、農業委員会なのでなかなかわかりにくいとは思いますが、もし事務局のほうで承知の内容がありましたら、教えていただければありがたいです。

以上でございます。

議長 事務局のほうから何かございませんか。

農地係長 許可権者がどこかまでは把握できておりません。ただ、区長さんや生産組合長さんから相当条件をつけられているみたいで、実際に迷惑をかけないようにということを強く言っています。推進委員さんが入られて、1回説明はしているみたいです。それで最終的にしかたないだろうということで聞いております。

許可権者について調べたところ、許可自体は県の許可で、手続き関係の窓口が県になっているみたいです。オンラインで申請をされているみたいですので、その許可証自体はもらっております。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 5 ページ、議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 4 ページ、整理番号 1 番について説明します。

申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 5, 6 7 6 平方メートルです。現況は、一部はハウスの跡地で、一部は転用をされている状態です。目的は植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 2 8 ページから 3 3 ページをご覧ください。

許可基準ですが、まず一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに令和 6 年頃から一部に桜を植林されており、そのことについての始末書が提出されています。残りの分は許可後速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、〇〇〇〇番は元梅の畑でしたが、既に転用済みで現状のまま管理を行い、南側道路より出入口とする計画です。〇〇〇〇番〇および〇〇〇〇番〇は、ハウス等を撤去の上、現状のままで植林される計画です。排水について、

雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

阿部太委員 19番阿部です。議案書にありますように、2年ほど前から梅を切られて、違反転用ということで桜を植えてありました。高齢になられているということで、なかなか生産物が作ることができないということでの転用だったようでございます。また、杉を植えられる所はまだハウスが建っておりまして、今日午前中、会長、事務局、それから委員長と見に行きましたところ、ちょうどハウスを解いてあるような状態でもございました。こちらもう高齢で生産物が作れないということでもございまして、林地に転用したいということでもございました。委員会のほうでは何ら問題はないだろうということで見ていただきましたので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集5ページ、整理番号2番から整理番号3番、4番は関連がございますので一括して事務局に説明を求めます。よろしく申し上げます。

農地係長

はい。整理番号2番から4番までをまとめて説明させていただきます。まず2番からですけど、申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は、694平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の34ページから36ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は補助事業のため発生せず、苗木の現物支給を受け、植林される計画です。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、東側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

3番に行きます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田3筆、面積は合計で1,620平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の37ページから39ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は補助事業のため発生せず、苗木の現物支給を受けて植林される計画です。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。
許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

次に4番に行きます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,310平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の40ページから42ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は補助事業のため発生せず、苗木の現物支給を受け、植林される計画です。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

この3番から4番の区画ですけど、一団地的な状態の所でした。

以上で説明を終わります。

議長

地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いしま

河上和則委員

す。

1 4 番河上です。この案件につきましては、今日欠席の曲淵委員が現地確認をしております。報告によりますと、2 番、3 番、4 番は、三角の小さな面積の固まった集落の田んぼになっております。2 年、3 年前から耕作はしておらず、休耕地の状態になっているそうです。ですが、草だけはちゃんと刈った状態で管理されているということです。この申請のある場所につきましては、3 名の方で固まった所で植林をしようという話のもとから、桜を植えるということになっておりますので、皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

次に議案集 7 ページ、議案第 8 号農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 1 番から議案集 8 ページ、整理番号 8 番を議題とします。この 8 件につきましては、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概

要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の7ページから8ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が6件、区分地上権に関する案件が2件で合計8件です。

申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。

お手元の調査書1ページから4ページをご覧ください。調査書に記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わりますが、補足説明をいたします。

今回の案件は、耕作上の利便による近隣農地を取得する案件と、遺言により法定相続人以外が取得する案件、法人が購入する案件が3件で、農地所有適格法人になられております。そのうち2件は、農家台帳上では親の所有地を耕作されていて、その農地を法人名義にするための申請であります。残り1件は、畜産がメインの法人ですが、唐津市内で飲食店の経営を予定されているため、遊休農地を取得して野菜の栽培を行いたいと言われていました。なお、区分地上権の案件ですが、1件は11月の3条許可案件で、貸借期間の変更、約2年延長されるということで、残り1件は送電線の路線変更により、電線管を地中深く1.2メートル以上埋設することによる地上権の契約をするため、追加で申請をされております。

以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

ここでしばらく休憩を取りたいと思います。再開時間を15時35分とします。

~~~~~○~~~~~

15時20分 休憩

15時35分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 ただいまから休憩前に引き続き会議を再開いたします。議案集9ページ、議案第9号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画について筆番号1番から議案集13ページ、筆番号73番までを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明いたします。筆番号1番から73番まで賃借権契約および使用貸借権契約に関する案件でございます。

契約の時期および貸借の内容、受け手の氏名、住所は議案書に記載のとおりです。なお、前回まで賃料のうち物納の場合は総額表示としておりました。しかし、金納の場合と比較がしやすくなりますように、今回から10アール当たりの物納数量に換算をして記載しております。受け手の情報は、お手元の調査書の1ページから22ページをご覧くださいと思います。

調査書の4ページをお開き願います。筆番号11番から20番までの法人による貸借でございますが、こちらは個人で賃貸借を開始いたしました。合意解約の上、法人での借り直しとなっております。

また、調査書の6ページをご覧ください。こちらのほう契約期間が30年と長期間となっておりますが、出し手、受け手双方の意思が合致したもので30年となっております。出し手、所有者側といたしましては、相続の絡みがありまして、同意を集めるのが大変であったということで、長期間の契約を希望されております。また、受け手、耕作者側につきましても、受け手の後を引き継いで耕作をし続ける意思の確認ができております。そういった状況で30年の契約となっておりますことを申し添えます。

そのほかすべての案件につきまして農地中間管理事業法第18条第5項各号の判断要件に該当していると思われま。

以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

振興係長

審議の途中で申し訳ございません。1件補足説明をさせていただきたいと思えます。調査書の9ページ、受け手が小城市在住の方の案件でございますが、現在自作地が0となっておりますが、こちらは小城市のほうで150,000平方メートル、大規模経営をされている方でございます。すみません。こちら0となっておりますところを150,000平米、他市でお持ちということをお考えいただければと思えます。失礼いたしました。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。

続きまして筆番号74番から80番について議題とします。この件につきましては議席番号18番堤正廣委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって堤委員の退席を求めます。

【堤委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。説明をいたします。すべて賃借権契約となります。

契約農地および貸借の内容、受け手の氏名、住所は、議案書に記載のとおりです。受け手の情報は、お手元の調査書23ページをご覧ください。農地中間管理事業法第18条第5項各号の判断要件に該当していると思われます。

以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで堤委員の入室を許可します。

【堤委員入室】

堤委員にお知らせします。筆番号74番から80番までは原案どおり決しましたのでお知らせいたします。

以上をもちまして議案第6号9件、議案第7号4件、議案第8号8件、議案第9号1件、計4議案22件は、いずれも原案どおり可決しました。長時間にわたっての慎重なるご審議をいただきましてありがとうございました。